

○総務省令第四十号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局免許
手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月二十日

総務大臣 松本 剛明

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる
規定の下線を付した部分のように改める。

| 各 出 處 | 各 出 處 |
|---|---|
| <p>別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の6、第20条の9及び第25条の2関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>[様式略]</p> <p>[注1～16 略]</p> <p>17 16の欄は、次によること。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p>(4) 施行規則附則第7項の規定により、当分の間、<u>施行規則第3条第1項第5号中「水域」を「区域」と読み替えて適用する携帯無線通信を行う無線局であつて、特定無線局（施行規則第15条の2第1項第2号に掲げる無線局に係るもののうち、河川、湖沼その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）に係る申請の場合は、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。</u></p> <p>[(5)～(9) 略]</p> <p>[18～29 略]</p> | <p>別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の6、第20条の9及び第25条の2関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>[様式同左]</p> <p>[注1～16 同左]</p> <p>17 [同左]</p> <p>[(1)～(3) 同左]</p> <p>(4) 施行規則附則第7項の規定により、当分の間、<u>同規則第3条第1項第5号中「水域」を「区域」として読み替えられて適用された携帯無線通信を行う無線局であつて、特定無線局（施行規則第15条の2第1項第2号に掲げる無線局に係るもののうち、河川、湖沼その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）に係る申請の場合は、運用を予定している地表又は水面からの最高高度及び他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。</u></p> <p>[(5)～(9) 同左]</p> <p>[18～29 同左]</p> |
| 備考 表中の [] の記載は任意のもの。 | |

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省訓令第29号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月20日

総務大臣 松本 剛明

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準</p> <p>[第1・第2 略]</p> <p>第3 陸上移動業務の局</p> <p>1 無線設備の設置場所は、次に掲げる条件に適合するものであること。</p> <p>[(1)～(13) 略]</p> <p>(14) 携帯無線通信を行う陸上移動局（中継を行うものを除く。）であって、無人航空機等に搭載して使用するものにおいては、「その他これらに準ずる区域」として、<u>上空</u>を含むものとする。</p> <p>[2～16 略]</p> <p>[第4～第26 略]</p> <p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準</p> | <p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準</p> <p>[第1・第2 同左]</p> <p>第3 [同左]</p> <p>1 [同左]</p> <p>[(1)～(13) 同左]</p> <p>(14) 携帯無線通信を行う陸上移動局（中継を行うものを除く。）であって、無人航空機等に搭載して使用するものにおいては、「その他これらに準ずる区域」として、<u>地表又は水面からの高度が150m未満となる上空</u>を含むものとする。</p> <p>[2～16 同左]</p> <p>[第4～第26 同左]</p> <p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準</p> |

[第1 略]

第2 陸上関係

1 電気通信業務用

[(1)～(15) 略]

(16) 携帯無線通信を行う無線局等

ア 用語の意義

本項(16)において使用する用語の意義は次のとおりとする。

[(ア)～(カ) 略]

(キ) 「実用化試験局」

陸上移動業務の実用化試験を目的とする携帯無線通信を行う実用化試験局（携帯無線通信の中継を行うもの並びに設備規則第49条の6の9第1項及び第5項又は同条第1項及び第6項に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものを除く。）であって、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機（以下「無人航空機」という。）等に搭載して使用するものをいう。

[(ク)～(ヌ) 略]

[イ～オ 略]

カ 無線設備の設置場所等

[(ア)・(イ) 略]

(ウ) 陸上移動局の移動範囲

[第1 同左]

第2 [同左]

1 [同左]

[(1)～(15) 同左]

(16) [同左]

ア [同左]

[同左]

[(ア)～(カ) 同左]

(キ) 「実用化試験局」

陸上移動業務の実用化試験を目的とする携帯無線通信を行う実用化試験局（携帯無線通信の中継を行うもの並びに設備規則第49条の6の9第1項及び第5項又は同条第1項及び第6項に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものを除く。）であって、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機（以下「無人航空機」という。）に搭載して使用するものをいう。

[(ク)～(ヌ) 同左]

[イ～オ 同左]

カ [同左]

[(ア)・(イ) 同左]

(ウ) 陸上移動局の移動範囲

A 業務用無線局のもの

(A) LTE方式又は5G NR—FDD方式のものであって、無人航空機等に搭載して使用するもの（中継を行うものを除く。）

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる区域を含む。）の範囲内であって、当該事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること

(B) (A)以外のもの

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。）の範囲内であって、当該事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること

[削る]

B [略]

A 業務用無線局のもの（LTE方式のものであって、無人航空機等に搭載して使用するもの（中継を行うものを除く。）を除く。）

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。）の範囲内であって、当該事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。

B LTE方式のものであって、無人航空機等に搭載して使用する業務用無線局のもの（中継を行うものを除く。）

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる区域を含む。）の範囲内であって、当該事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。

C [同左]

C [略]

[キ 略]

ク 工事設計書等

[(ア)～(ク) 略]

(ケ) 無人航空機等に搭載して使用するLTE方式又は5GNR-FDD方式の陸上移動局（中継を行うものを除く。

）にあつては、上空で電波を発射した場合に他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないようにするため、基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いて設備規則第49条の6の9第1項第1号へ(1)又は第49条の6の13第1号へ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。

）からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう、上空での運用に最適な送信電力制御を行うことができること。

[(コ)・(サ) 略]

ケ 周波数の指定

周波数の指定については、別表1によるほか、次に従い指定する。なお、干渉等の理由により使用できない周波数帯がある場合は、当該周波数帯を除くこととする。

[(ア)～(ケ) 略]

D [同左]

[キ 同左]

ク [同左]

[(ア)～(ク) 同左]

(ケ) 無人航空機等に搭載して使用するLTE方式の陸上移動局（中継を行うものを除く。）にあつては、上空で電波を発射した場合に他の無線局の運用を阻害

するような混信その他の妨害を与えないようにするため、基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いて設備規則第49条の6の9第1項第1号へ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。

）からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう、上空での運用に最適な送信電力制御を行うことができること。

[(コ)・(サ) 同左]

ケ [同左]

[同左]

[(ア)～(ケ) 同左]

(コ) 無人航空機等に搭載して使用するLTE方式又は5GNR—FDD方式の陸上移動局（中継を行うものを除く。）にあっては、815MHzを超え845MHz以下、900MHzを超え915MHz以下、1,710MHzを超え1,785MHz以下又は1,920MHzを超え1,980MHz以下の周波数の電波のみを使用すること。

[(サ) 略]

[コ・サ 略]

シ 他の無線局との干渉調整等

[(ア)～(オ) 略]

(カ) (ア)の規定にかかわらず、無人航空機等に搭載して使用するLTE方式又は5GNR—FDD方式の陸上移動局（中継を行うものを除く。）又は実用化試験局のうち、1,710MHzを超え1,785MHz以下の周波数の電波を使用するものにあっては、1670MHzを超え1710MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の免許人との間において、当該陸上移動局又は実用化試験局による有害な混信の回避についての合意がなされているものであること。

[ス～ソ 略]

タ その他

[(ア)～(ウ) 略]

(エ) 無人航空機等に搭載して使用するLTE方式又は5GNR

(コ) 無人航空機等に搭載して使用するLTE方式の陸上移動局（中継を行うものを除く。）にあっては、815MHzを超え845MHz以下、900MHzを超え915MHz以下、1,710MHzを超え1,785MHz以下又は1,920MHzを超え1,980MHz以下の周波数の電波のみを使用すること。

[(サ) 同左]

[コ・サ 同左]

シ [同左]

[(ア)～(オ) 同左]

[新設]

[ス～ソ 同左]

タ [同左]

[(ア)～(ウ) 同左]

(エ) 無人航空機等に搭載して使用するLTE方式の陸上

R-FDD方式の陸上移動局（中継を行うものを除く。）の免許に際しては、電波法第104条の2の規定により、「この無線局を上空で運用する場合は、最適な送信電力制御を行ったうえで、携帯電話網その他の無線システムへの干渉を低減するため適切な管理を行うこと。」とする旨の条件を付すものとする。

[別表(16)―1・(16)―2 略]

[(17)・(18) 略]

(19) 地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局

ア 用語の意義

この(19)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

[(ア)～(エ) 略]

(オ) 「実用化試験局」とは、陸上移動業務の実用化試験を目的とする地域広帯域移動無線アクセスシステムの実用化試験局（中継を行うもの並びに設備規則第49条の29第1項、第7項及び第8項に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものを除く。）であって、無人航空機等に搭載して使用するものをいう。

[(カ)～(ヌ) 略]

[イ～ス 略]

移動局（中継を行うものを除く。）の免許に際しては、電波法第104条の2の規定により、「この無線局は、地表又は水面からの高度が150m未満の場合に限り運用することとし、上空で運用する場合は最適な送信電力制御を行ったうえで、携帯電話網その他の無線システムへの干渉を低減するため適切な管理を行うこと。」とする旨の条件を付すものとする。

[別表(16)―1・(16)―2 同左]

[(17)・(18) 同左]

(19) [同左]

ア [同左]

[同左]

[(ア)～(エ) 同左]

(オ) 「実用化試験局」とは、陸上移動業務の実用化試験を目的とする地域広帯域移動無線アクセスシステムの実用化試験局（中継を行うもの並びに設備規則第49条の29第1項、第7項及び第8項に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものを除く。）であって、無人航空機に搭載して使用するものをいう。

[(カ)～(ヌ) 同左]

[イ～ス 同左]

[別紙(19) — 1 略]

(20) 広帯域移動無線アクセスシステム(2575MHzから2595MHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。以下この(20)及び第3の1(3)カにおいて同じ。)の無線局

ア 用語の意義

この(20)において使用する用語の意義は次のとおりとする。

[(ア)～(カ) 略]

(キ) 「実用化試験局」とは、陸上移動業務の実用化試験を目的とする広帯域移動無線アクセスシステムの実用化試験局(中継を行うもの並びに設備規則第49条の29第1項、第7項及び第8項に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものを除く。)であつて、無人航空機等に搭載して使用するものをいう。

[イ～ス 略]

[(21) 略]

[2～4 略]

[第3～第5 略]

[別紙(19) — 1 同左]

(20) [同左]

ア [同左]

[同左]

[(ア)～(カ) 同左]

(キ) 「実用化試験局」とは、陸上移動業務の実用化試験を目的とする広帯域移動無線アクセスシステムの実用化試験局(中継を行うもの並びに設備規則第49条の29第1項、第7項及び第8項に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものを除く。)であつて、無人航空機に搭載して使用するものをいう。

[イ～ス 同左]

[(21) 同左]

[2～4 同左]

[第3～第5 同左]

附 則

この訓令は、令和5年4月20日から施行する。